

# 県内の主な特定外来生物(植物)について

茨城県生物多様性センター  
参考資料・写真：環境省特定外来生物同定マニュアル

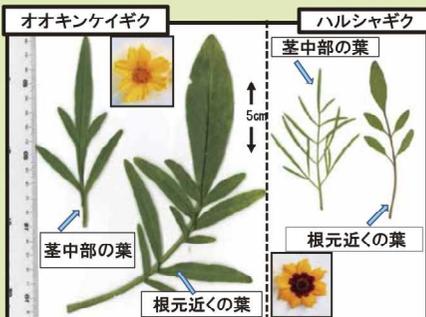
## オオキンケイギク (キク科)



原産地 北アメリカ

花の時期 5月～7月

茎 高さ 30～70cm



### その他の特徴

- ・根元近くから出る葉は細長いへら状で、成長につれ、小さい葉にわかれる
- ・似た種類にハルシャギク(その他の総合対策外来種)がある
- ・根や根元近くの葉は枯れずに越冬することから、除去に際しては結実前に根から抜くことが必要

**影響** ・繁殖力が強く、在来の植物の生育場所を奪うことがある

※オオキンケイギクの葉には毛があるが、ハルシャギクにはない。

## ミズヒマワリ (キク科)



原産地 中央・南アメリカ

花の時期 9月～10月

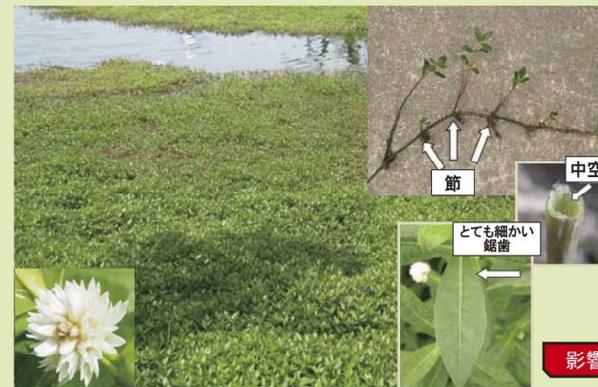
茎 高さ 50～200cm以上

### その他の特徴

- ・水中から水の上に伸びる抽水性の多年草
- ・葉は対生し、20cm程度となる(ヒマワリに似る)
- ・ちぎれた茎などから根を出す栄養繁殖が極めて旺盛であるため、除去に際しては茎などの流出を防ぐ配慮が必要

**影響** ・繁殖力が強く、在来の植物の生育場所を奪ったり、水路や河川の水流を妨げたりする

## ナガエツルノゲイトウ (ヒユ科)



原産地 南アメリカ

花の時期 4月～10月

茎 長さ 50～100cm以上

### その他の特徴

- ・水中から水の上に伸びる抽水性の多年草
- ・枝分かれし、節から根を出し枝分かれしながら横に這う
- ・ちぎれた茎などから根を出す栄養繁殖が極めて旺盛であるため、除去に際しては茎などの流出を防ぐ配慮が必要

**影響** ・繁殖力が強く、在来の植物の生育場所を奪ったり、水路や河川の水流を妨げたりする

## アレチウリ (ウリ科)



原産地 北アメリカ

花の時期 8月～9月

### その他の特徴

- ・つるは数mになるものもあり、あらい毛があり、他の植物に巻きひげで巻きつく
- ・葉は大きな心臓形、両面ざらつき、葉が茎に対してたがいちがいに出ている
- ・果実は1cmほどの楕円形で長いとげがはえ、1株で400～500個程度の種子をつける
- ・種子は種皮の吸水阻害による休眠性があるといわれる
- ・除去に際しては、結実(10月頃)前に刈り取りを行うことが必要

**影響** ・長いつるで、樹木や農作物などに直接からみつき、枯らすことがある

## オオフサモ (アリノトウグサ科)



原産地 南アメリカ

茎 赤紫色の根茎が水中で枝分かれしながら横に1m以上伸びる。根茎の各節から10～30cmの茎を水上に出す。

### その他の特徴

- ・水中から水の上に伸びる抽水性の多年草
- ・ちぎれた茎などから根を出す栄養繁殖が極めて旺盛であるため、除去に際しては茎などの流出を防ぐ配慮が必要

**影響** ・繁殖力が強く、在来の植物の生育場所を奪ったり、水路や河川の水流を妨げたりする

# 生物多様性って知っていますか？

生物多様性というのは、たくさんの生き物がいろいろなところで様々な生態系（生き物が食べる・食べられる、協力するなどお互いに関わりあいながら生きていること）を形成していることです。この生物多様性が食べ物、服、空気や安全など皆さんの生活を支えていることを生態系サービス（生態系からの恵み）といいます。たくさんの動物や植物が生きることのできる世界をつくることは、私たちの生活も豊かにすることになるのです。

## 生物が多様であるということ

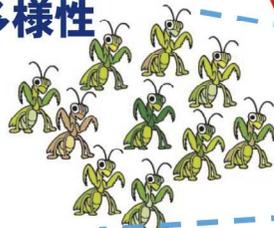
### 生態系の多様性

生き物がいろいろな環境で生活しているということ



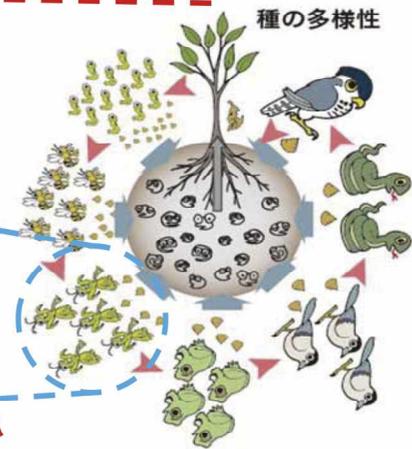
### 種内における遺伝的多様性

同じ種の生き物でも色が違う、病気に強いなどいろいろな特徴があること



### 種の多様性

一つの生態系にたくさんの生き物の種がいるということ



## 生態系サービス

たくさんの生き物がつながりあって生きていることで、私たちはたくさんの恵みを受けています。この恵みをこれからも受けていくためにも生物多様性を守ることが必要なのです。

おいしい  
食べ物

きれいな  
空気

土砂崩れ  
から守る

やすらぎ

薬・建築  
の材料

まだまだ  
たくさん

## 外来生物とは

シロツメクサやアメリカザリガニなど、その地域にもともといなくて、国外や国内の別の場所から人に連れてこられたり、物にまじって連れてこられた生き物のことをいいます。



左：シロツメクサ  
右：アメリカ  
ザリガニ

## 特定外来生物とは

他の地域から持ち込まれた外来生物の中で、生態系等に被害を及ぼす恐れのある生物のうち国が定めたものをいいます。指定されると以下のことが原則禁止になります。

### 原則禁止

栽培 保管 輸入 運搬 飼育

## 外来生物被害予防三原則

**入れない** 悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本国内に入れない

**捨てない** 栽培・飼養している外来生物を野外に捨てない

**拡げない** すでに野外にいる外来生物は他の地域に拡げない